

ダイオキシン類対策特別措置法のあらまし



一 宮 市

目 次

	ページ
1 ダイオキシン類対策特別措置法の概要	1
2 特定施設	1
3 特定施設に関する届出	4
4 排出基準	5
5 廃棄物焼却炉の燃え殻等の処理	6
6 排出基準の遵守の責務	6
7 事故時の措置	8
8 その他	8
9 ダイオキシン類対策特別措置法による規制・指導の体系	1 0
参考 1 ダイオキシン類対策特別措置法（一部抜粋）	1 1
参考 2 届出書の提出先	1 6

1 ダイオキシン類対策特別措置法の概要

(1) ダイオキシン類対策特別措置法の目的

ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

(2) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称です。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法の規制を受ける事業場

ダイオキシン類対策特別措置法の規制を受ける事業場は、**特定施設**を設置する工場又は事業場（特定事業場）です。

2 特定施設

特定施設とは、ダイオキシン類を大気中に排出し、又はダイオキシン類を含む汚水もしくは廃液を排出する施設で、その種類は政令で定められています。

特定施設には、排出ガスの大気排出基準が適用される大気基準適用施設と排出水の水質排出基準が適用される水質基準対象施設があります。

政令で定められた特定施設の一覧表は表1及び表2のとおりです。

⇒『排出ガス』：特定施設から大気中に排出される排出物。

⇒『排出水』：特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水。

⇒『公共用水域』：河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道等を除く。）。

表 1 大気基準適用施設

号 番 号	施 設 の 種 類 ・ 規 模 要 件
1	焼結鉱製造用焼結炉 ・ 原料の処理能力が 1t/h 以上のもの ・ 銑鉄の製造の用に供するものに限る
2	製鋼用電気炉 ・ 変圧器の定格容量が 1,000KVA 以上のもの ・ 鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く
3	亜鉛の回収用施設 ・ 原料の処理能力が 0.5t/h 以上のもの ・ 製鋼用電気炉の集じん灰を使用する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉
4	アルミニウム合金の製造用施設 ・ 容量 1t 以上の溶解炉、原料処理能力 0.5t/h 以上の焙焼炉、乾燥炉 ・ アルミニウムくず※ ¹ を使用するものに限る
5	廃棄物焼却炉 ・ 火床面積※ ² が 0.5 m ² 以上又は焼却能力※ ³ が 50kg/h 以上のもの

※¹: アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く

※²: 廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計

※³: 廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計

表 2 水質基準対象施設

号 番 号	施 設 の 種 類
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造用のアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造用施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造用施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る）用焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造用の二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る）用施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設

8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造用施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造用施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造用施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造用施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造用焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼用電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る）用施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る）によるものを除く）用施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設）から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって污水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設、PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設
17	フロン類の破壊（環境省令で定める方法によるものに限る）用施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	第1号から第17号及び第19号に掲げる施設に係る污水又は廃液を含む下水を処理する下水道終末処理施設
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設

3 特定施設に関する届出

工場又は事業場に新たに特定施設を設置しようとするなど、表3に示す事由が生じた場合には、所定の事項を都道府県知事（一宮市にあっては一宮市長）に届け出なければなりません。

表3 届出の概要

届 出 が 必 要 な 場 合	届出種類	届出時期	条文
工場・事業場に特定施設を設置しようとするとき	特 定 施 設 設 置 届 出 書	着工予定日の 60 日前まで	第 12 条
ある施設が法律の改正等により新たに特定施設となった際、現にその施設を設置しているとき	特 定 施 設 使 用 届 出 書	特定施設に指定されてから 30 日以内	第 13 条
特定施設の設置又は使用届出をした者が、施設の構造・使用の方法、発生ガス・汚水等の処理の方法を変更しようとするとき	特 定 施 設 変 更 届 出 書	着工予定日の 60 日前まで	第 14 条
特定施設の設置又は使用届出をした者が、当該施設の使用を廃止したとき	特定施設使用 廃 止 届 出 書	廃止してから 30 日以内	第 18 条
特定施設の設置又は使用届出をした者が、氏名・名称・所在地等に変更があったとき	氏 名 等 変 更 届 出 書	変更してから 30 日以内	第 18 条
特定施設の設置又は使用届出をした者から特定施設を譲り受け、借り受け、相続又は合併等により使用者に変更があったとき	承 継 届 出 書	承継してから 30 日以内	第 19 条

〈注〉実施の制限と期間短縮

特定施設を設置又は変更するときは、届出が受理されてから 60 日を経過した後でなければ、設置又は変更の工事ができないことになっていますが（法第 17 条第 1 項）、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、都道府県知事（一宮市にあっては一宮市長）は実施の制限の期間を短縮することができます（法第 17 条第 2 項）。

⇒『特定施設設置届出書』の届出事項：

- ①氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）
- ②工場・事業場の名称及び所在地
- ③特定施設の種類
- ④特定施設の構造
- ⑤特定施設の使用の方法
- ⑥大気基準適用施設から発生するガス、水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法

4 排出基準

排出基準は、特定施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量について定められた許容限度をいいます（法第8条）。また、排出基準は、特定施設の種類毎に定められており、排出基準違反に対しては、**直罰規定**が設けられています。

(1) 排出ガスの排出基準

特定施設から発生する排出ガスの排出基準は表4のとおりです。

表4 大気排出基準

(単位：ng-TEQ/m³)

号 番 号	特定施設の種類		設置年月日			換算酸素 濃度(%)
			～H9. 12. 1 (注 1)	H9. 12. 2～ H12. 1. 14 (注 2)	H12. 1. 15 ～	
1	焼結鉍製造用焼結炉		1	1	0. 1	15
2	製鋼用電気炉		5	0. 5	0. 5	
3	亜鉛回収用施設		10	10	1	
4	アルミニウム合金製造用施設		5	5	1	
5	廃 棄 物 焼却炉	焼 却 能 力	4t/h 以上	1	0. 1	12
			2t/h 以上～4t/h 未満	5	1	
			2t/h 未満	10	5	
			焼却能力が 0. 2t/h 未 満かつ火格子面積が 2 m ² 未満のもの	10	5	

(注 1) 平成 9 年 12 月 1 日以前に設置の工事が着手されたものを含む。

(注 2) 平成 9 年 12 月 2 日から平成 12 年 1 月 14 日までの間に設置の工事が着手されたものを含む。

(注 3) 号番号 1 及び 5 の施設については、ダイオキシン類濃度は酸素濃度換算後の値（換算ダイオキシン類濃度）を用いる。

$$\text{換算ダイオキシン類濃度} = \text{測定ダイオキシン類濃度} \times \frac{21 - \text{換算酸素濃度}}{21 - \text{測定酸素濃度}}$$

(2) 排出水の排出基準

特定事業場からの排出水の排出基準は表5のとおりです。なお、廃棄物の最終処分場については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令により、放流水に係る基準（10pg-TEQ/L）が定められています。

表5 水質排出基準（単位：pg-TEQ/L）

水質基準対象施設（全施設）	10
---------------	----

5 廃棄物焼却炉の燃え殻等の処理

廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、ばいじん等に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければなりません（法第24条第1項）。

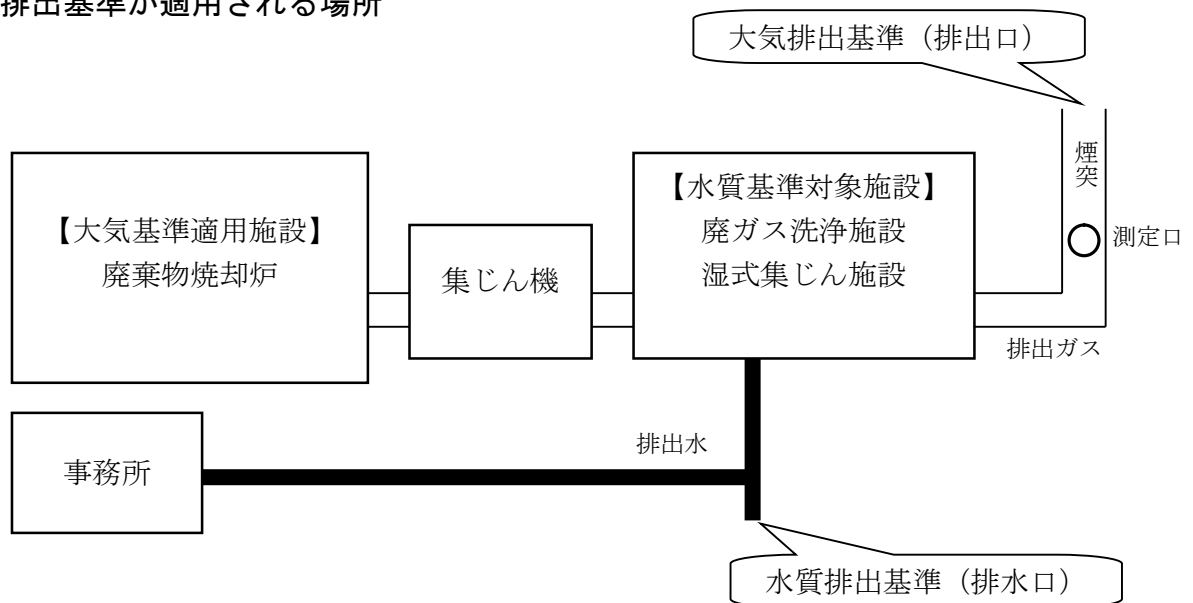
環境省令で定める基準

ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻 1g につき含まれるダイオキシン類 3ng

6 排出基準の遵守の責務

排出ガスを排出し、又は排水を排出する者は、大気基準適用施設から排出される排出ガスの排出口又は水質基準対象施設が設置された特定事業場の排水口において、排出基準に適合しない排出ガス又は排水を排出してはなりません（法第20条第1項）。

図1 排出基準が適用される場所



都道府県知事（一宮市にあっては一宮市長）は、工場又は事業場に対し、排出基準を遵守させるために、計画変更命令・改善命令等の強制措置を取ることができます。

(1) 特定施設設置前の措置

ア 未届出、虚偽の届出に対する罰則

特定施設の設置や変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は懲役又は罰金に処せられます。

イ 計画変更命令等

都道府県知事（一宮市にあっては一宮市長）は、特定施設の設置や変更の届出に係る大気基準適用施設から排出される排出ガス又は水質基準対象施設が設置された特定事業場から排出される排水に含まれるダイオキシン類の量が排出基準に適合しないと

認めるときは、その届出の受理日から 60 日以内に限り、特定施設の構造や使用の方法、当該特定施設に係る発生ガス等の処理の方法に関する計画の変更、又は特定施設設置に関する計画の廃止を命ずることができます（法第 15 条第 1 項）。

(2) 特定施設設置後の措置

ア 直罰規定

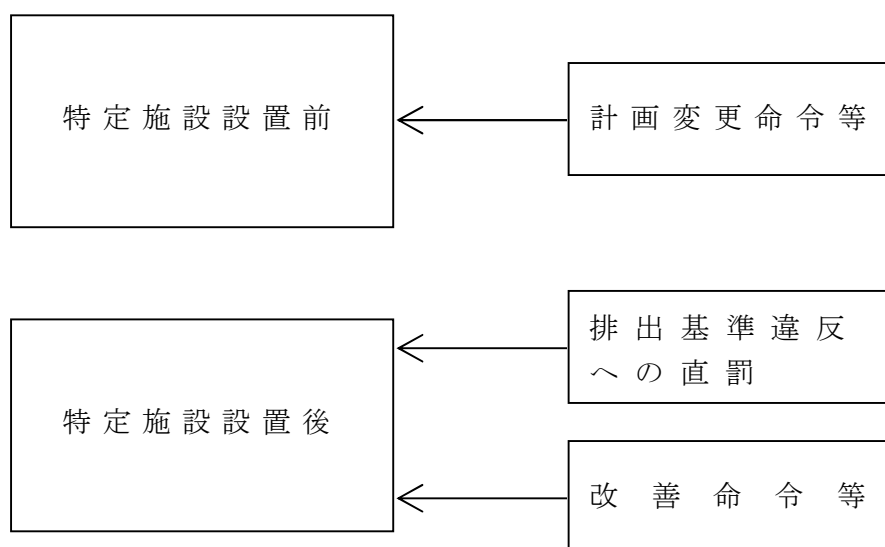
大気基準適用施設から排出される排出ガスの排出口、水質基準対象施設が設置された特定事業場の排水口において、排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が排出基準に違反した者は、懲役又は罰金に処せられます。

イ 改善命令等

都道府県知事（一宮市にあっては一宮市長）は、排出者が、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法もしくは当該特定施設に係る発生ガス等の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができます（法第 22 条第 1 項）。

なお、これら(1)・(2)の命令等に違反した者は、懲役又は罰金に処せられます。

図 2 排出基準を遵守させるための措置



(3) 排出ガス等の測定義務

特定施設を設置している事業者は、大気基準適用施設から排出される排出ガス及び水質基準対象施設が設置された特定事業場から排出される排出水について、毎年 1 回以上の測定を行い、その結果を都道府県知事（一宮市にあっては一宮市長）に報告しなければなりません。また、廃棄物焼却炉を設置している事業者は、集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻についても、併せて測定を行い、報告しなければなりません（法第 28 条）。

なお、事業者から報告された測定結果は公表されます。また、排出ガスの測定では、煙突が直線状で太さの変化が無い場所に測定口を設置（JIS Z 8808）する必要があります。

7 事故時の措置

特定施設の設置者は、特定施設の故障、破損その他の事故により、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じるとともに、その事故を速やかに復旧するように努めなければなりません。（法第 23 条第 1 項）また、直ちにその事故の状況を都道府県知事（一宮市にあっては一宮市長）に通報しなければなりません。（法第 23 条第 2 項）

都道府県知事（一宮市にあっては一宮市長）は、当該事故により特定事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、特定施設の設置者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされています（法第 23 条第 3 項）。

8 その他

(1) 事業者の責務

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等をするために必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力しなければならないとされています（法第 4 条）。

(2) 報告徴収及び立入検査

都道府県知事（一宮市にあっては一宮市長）は、特定施設を設置している者に対し、特定施設の状況やその他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、特定事業場の立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができるとされています（法第 34 条第 1 項）。

(3) ダイオキシン類による汚染状況の監視

都道府県知事（一宮市にあっては一宮市長）は、大気、水質（水底の底質を含む）及び土壌のダイオキシン類による汚染状況の監視を常時行うことを義務付けられています（法第 26 条）。

(4) 事務の委任

都道府県知事の権限に属する事務のうち、届出の受理、計画変更命令等に関する事務は、政令市（愛知県にあっては名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市）の長に委任されています（法第 41 条）。

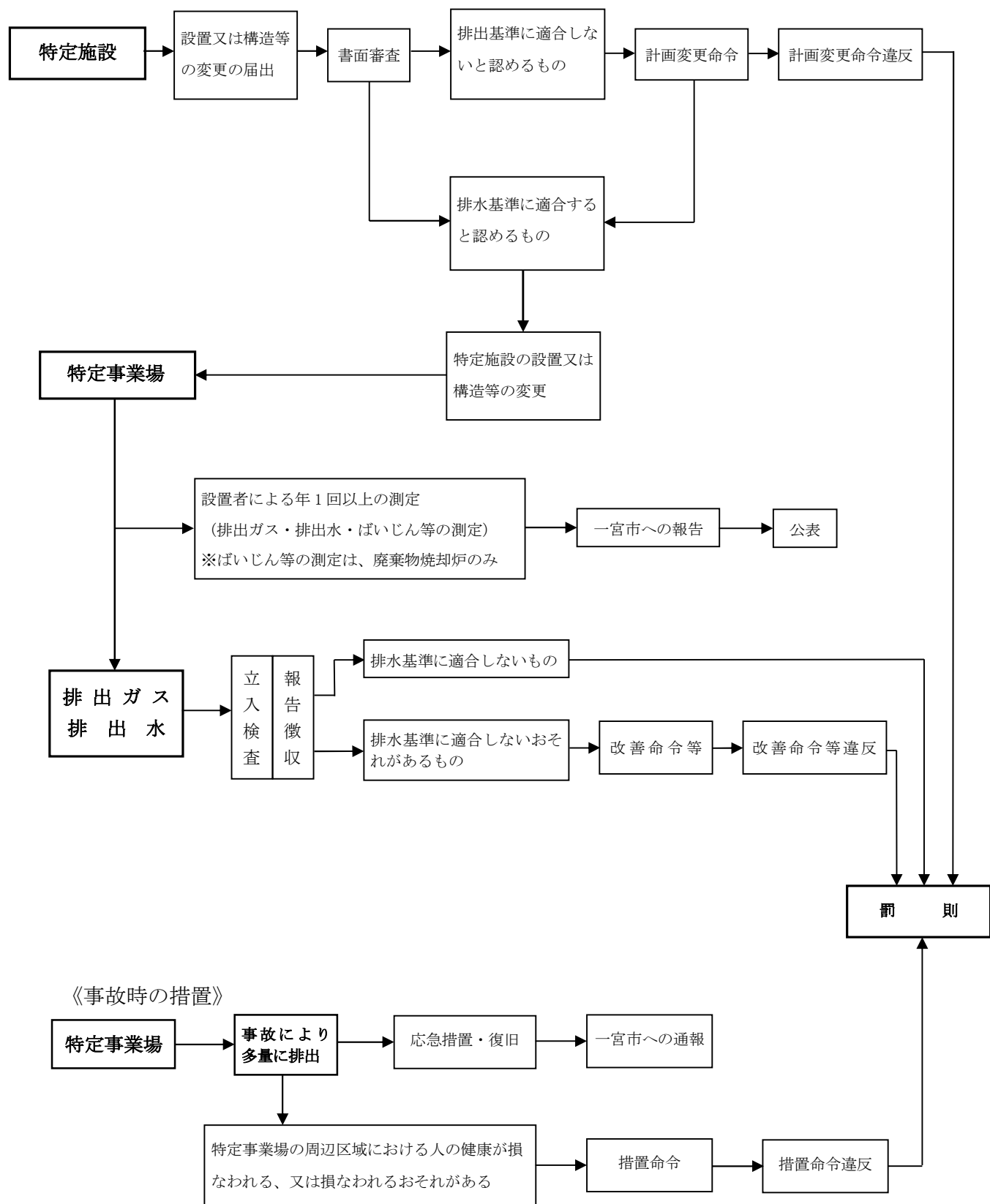
(5) その他の規制

廃棄物焼却炉については、ばいじん、燃え殻等に含まれるダイオキシン類の量の規制を受け、適合しないものは埋立等の処分を行うことはできません。

また、廃棄物の最終処分場については、大気、公共用水域及び地下水並びに土壌が汚染されることがないように、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令により、処分場の放流水及び周縁地下水のダイオキシン類の

濃度を年1回以上測定し記録することとされており、この記録は利害関係者の求めに応じ、閲覧することが義務付けられています。

9 ダイオキシン類対策特別措置法による規制・指導の体系



参考 1 ダイオキシン類対策特別措置法（一部抜粋）

（平成 11 年法律第 105 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等をするために必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第 5 条 国民は、その日常生活に伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染を防止するように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力するように努めるものとする。

（排出基準）

第 8 条 ダイオキシン類の排出基準は、特定施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、特定施設の種類及び構造に応じて、環境省令で定める。

2 前項の排出基準は、排出ガスに係るもの（以下「大気排出基準」という。）にあつては第一号、排出水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）にあつては第二号に掲げる許容限度とする。

一 排出ガスに含まれるダイオキシン類の量（環境省令で定める方法により測定されるダイオキシン類の量を二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に環境省令で定めるところにより換算した量をいう。以下同じ。）について定める許容限度

二 排出水に含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度

3 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的社会的条件から判断して、第 1 項の排出基準によっては、人の健康を保護することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域における特定施設から排出される排出ガス又はその区域に排出される排出水に含まれるダイオキシン類の量について、政令で定めるところにより、条例で、同項の排出基準に代えて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

4～5 （略）

（特定施設の設置の届出）

第 12 条 特定施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 特定事業場の名称及び所在地
 - 三 特定施設の種類
 - 四 特定施設の構造
 - 五 特定施設の使用の方法
 - 六 大気基準適用施設にあっては発生ガス(大気基準適用施設において発生するガスをいう。以下同じ。)、水質排出基準(第8条第3項の規定により定められる排出基準のうち、排出水に係るものを含む。)に係る特定施設(以下「水質基準対象施設」という。)にあっては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- 2 前項の規定による届出には、特定施設の種類若しくは構造又は発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法等から見込まれるダイオキシン類の排出量(大気基準適用施設にあっては排出ガスに含まれるダイオキシン類の量とし、水質基準対象施設にあってはその水質基準対象施設が設置される特定事業場(以下「水質基準適用事業場」という。)の排出水に含まれるダイオキシン類の量とする。)その他環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

- 第14条 第12条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第12条第1項第四号から第六号までに掲げる事項又は前条第2項の表の中欄に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

- 第15条 都道府県知事は、第12条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設に係る排出ガスにあっては当該特定施設の排出口、排出水にあっては当該特定施設が設置されている水質基準適用事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)において、その排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が第8条第1項の排出基準(同条第3項の規定により排出基準が定められた場合にあっては、その排出基準を含む。以下単に「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内において、その届出をした者に対し、当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第12条第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

- 第17条 第12条第1項の規定による届出をした者又は第14条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の変更をしてはならない。
- 2 都道府県知事は、第12条第1項又は第14条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第18条 第12条第1項又は第13条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第12条第1項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第19条 第12条第1項又は第13条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第12条第1項又は第13条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第12条第1項又は第13条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 特定事業場に設置されるすべての大気基準適用施設について、第1項又は第2項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、第16条又は第22条第3項の規定の適用については、特定事業場の設置者の地位を承継するものとする。

(排出の制限)

第20条 排出ガスを排出し、又は排出水を排出する者(以下「排出者」という。)は、当該排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が、大気基準適用施設にあっては排出ガスの排出口、水質基準対象施設にあっては当該水質基準対象施設を設置している水質基準適用事業場の排水口において、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出してはならない。

2～3 (略)

(改善命令等)

第22条 都道府県知事は、排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 第20条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3～4 (略)

(事故時の措置)

第23条 特定施設を設置している者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

- 2 前項の場合には、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第23条第1項の規定による通報をした場合は、この限りでない。
- 3 都道府県知事は、第1項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る特定事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 (略)

(廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理)

- 第24条 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならない。
- 2 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第3項中「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る燃え殻その他の爆発性」と、同条第5項中「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る集じん機によって集められたばいじん及び燃え殻その他の爆発性」と、同法第6条の2第3項中「基準は」とあるのは「基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第24条第1項に定めるもののほか」と、同法第12条の2第1項中「政令」とあるのは「ダイオキシン類対策特別措置法第24条第1項に定めるもののほか、政令」と読み替えて、同法の規定を適用する。

(廃棄物の最終処分場の維持管理)

- 第25条 廃棄物の最終処分場については、ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壌が汚染されることがないように、環境省令で定める基準に従い、最終処分場の維持管理をしなければならない。
- 2 廃棄物の最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3第1項中「環境省令」とあるのは「環境省令(ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第25条第1項の環境省令を含む。第15条の2の3第1項において同じ。)」と、同法第9条第5項中「環境省令で定める技術上」とあるのは「環境省令(ダイオキシン類対策特別措置法第25条第1項の環境省令を含む。)で定める技術上」と読み替えて、同法の規定を適用する。

(設置者による測定)

- 第28条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年1回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあつては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあつては当該水質基準適用事業場から排出される排出水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。
- 2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定

めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。

3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前2項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第1項及び第2項の測定の結果を公表するものとする。

〈注〉ダイオキシン類対策特別措置法は環境省のウェブサイト（環境基準・法令等）から見るができます。

参考2 届出書の提出先

一宮市においてダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出を行う場合は、一宮市長宛てに一宮市環境部環境保全課へ届出書を2部提出してください。

届出様式は一宮市環境部環境保全課にてお渡しします。また、一宮市ウェブサイトの以下のURLにてダウンロードできます。

URL <https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/dl-list/shinseisho/1046029/1010021/1038022.html>
ページID 1038022

その他、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

一宮市環境部環境保全課 公害規制・監視グループ

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山8番地 一宮市衛生処理場

TEL 0586-45-7185 (直通)

e-mail kankyohozen@city.ichinomiya.lg.jp



ダイオキシン類対策特別措置法のあらまし

2025年7月

発行 一宮市環境部環境保全課

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山8番地
一宮市衛生処理場

TEL 0586-45-7185（直通）

e-mail kankyohozen@city.ichinomiya.lg.jp

